

坂口 勝也

公 明

代 表

二

一 さらなる区民の安全をまもる北区を

(一) 地震対策について

ア ブロック塀について

(ア) 危険なブロック塀等の状況と対策について

【要 旨】

本年六月十八日大阪北部地震が起こり、ブロック塀の倒壊などで五人が亡くなり、登校中の小学四年生の児童が学校のブロック塀の下敷きになり亡くなっている。そこで、区における学校他、区有施設において違法状態や傾き、ひび割れのある危険なブロック塀等の状況、対策について伺う。

坂口 勝也	公 明	代 表	二
-------	-----	-----	---

一 (一) ア (ア)

はじめに、さらなる区民の安全をまもる北区を  
のうち地震対策についてお答えします。

まず、危険なブロック塀等の状況と  
対策についてです。

区では、学校を含む二百六十三施設を対象に  
緊急点検を行い、建築基準法に適合していないものや  
ひび割れや傾き等のある状況を把握し、  
三十施設を対象として  
安全対策を行うこととしました。

今後の対策としましては、  
道路に面しており、  
緊急性が高い四つの施設については、  
予備費を活用して、  
早急に安全対策を講ずることとしました。

(後頁へ続く)

坂口 勝也	公 明	代 表	二
-------	-----	-----	---

(前頁から続く)

また、著しい損傷があるブロック塀等のうち

利用者及び通行人の状況により

緊急性が比較的低い二十一施設については、

今定例会で補正予算を計上させていただき、

年度内に工事を行う予定です。

なお、残る五つの施設については、

改修方法の検討や、

隣接地の地権者との協議が必要であり、

来年度以降に対応してまいります。

詳細につきましては、防災対策特別委員会で

報告いたします。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

一 さらなる区民の安全をまもる北区を

(一) 地震対策について

ア、ブロック塀について

(イ) ブロック塀等の改善工事助成の助成要件について

(ウ) 通学路の民間の危険なブロック塀に対する  
区の指導について

【要旨】

ブロック塀等の改善工事助成の対象に、学校指定以外の通学路も含めるべきではないか。

通学路の民間の危険なブロック塀について区としても指導するべきではないか。

坂口 勝也

公 明

代 表

二

一 (一) ア (イ) (ウ)

次に、ブロック塀等の改善工事助成の助成要件についてのご質問にお答えします。

新設した「ブロック塀等安全対策支援事業」では、ブロック塀等が学校の指定する通学路に面する場合には、助成金額を一・五倍に増額しております。

今回、子どもの安全確保を最優先にするため、緊急対応として学校指定の通学路に面するブロック塀等を助成対象とさせていただきました。

助成対象については、今後、事業の進捗状況を捉え区民の皆さまが利用しやすいよう検討してまいります。

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公 明

代 表

二

(前頁から続く)

次に、通学路の民間の危険なブロック塀に  
対する区の指導についてです。

区では通学路に面するブロック塀等について、  
専門家による目視調査を実施し、  
まずは損傷の度合を把握してまいります。

その上で、損傷が著しいブロック塀等の  
所有者に対しては、直接アプローチを行い、  
建築基準法に基づく維持保全の対応を促すとともに、  
「ブロック塀等安全対策支援事業」の  
助成制度の利用とあわせて

改善に向けた指導に努めてまいります。  
なお、詳細につきましては本定例会の  
所管委員会でご報告申し上げます。

坂口勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

一 さらなる区民の安全をまもる北区を

(一) 地震対策について

イ 罹災証明について

(ア) 罹災証明書の発行体制について

(イ) 住居被害認定調査における

自己判定方式について

【要旨】

首都直下地震が予測される中、罹災証明の迅速な対応が望まれるが、大阪北部地震では、各自治体の住居被害認定調査が人員不足で遅れた。このため京都府の自治体では、住居の一部損壊に限り、自己が撮影した写真をもって住居被害認定調査とする自己判定方式を導入したところがある。北区における罹災証明書発行についての体制と、自己判定方式についての見解を伺いたい。

坂口勝也

公明

代表

二

一(一)イ(ア)(イ)

次に、り災証明についてお答えします。

北区におけるり災証明書の発行については、

平成二十九年度に、

被災者生活再建 支援システムを導入しました。

り災証明書の発行に必要な、

住家(じゅうか)被害認定調査については、

災対まちづくり部が、証明書の発行については、

災対区民部が担うことを

北区地域防災計画で定めています。

なお、住家被害認定調査を含む

り災証明書発行業務については、

大量の件数を早期に処理する必要性から、

他自治体からの受援(じゅえん)を想定しています。

次に、住家被害認定における

自己判定方式についてです。

(後頁へ続く)



坂口勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

大阪北部地震では、一部の自治体が、  
り災証明書を早く発行するため、  
被災者が撮影した写真から、  
全壊、半壊、一部損壊のうち、  
半壊に至らないと判定する自己判定方式を導入し、  
調査の簡素化を図りました。  
その一方で、職員が丁寧に  
調査をしていきたいとして  
導入しなかった自治体がありました。  
地震による被害の程度や、被災件数を想定しながら  
検討していくべきと考えますので、  
東京都と都内区市町村で設置した、  
被災者生活再建支援システム利用協議会のなかでの  
議論を踏まえつつ、検討してまいります。

坂口勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

- 一 さらなる区民の安全をまもる北区を
- (一) 水害対策について
- ウ エレベーター内の緊急備品について

【要旨】

首都直下地震が起きた場合、エレベーターの閉じ込めの全員救出には半日以上かかると言われている。区有施設の緊急備品等のエレベーター閉じ込め対策の現状と、民間へのエレベーター内緊急備品等の設置啓発をすべきと考える。

坂口勝也	公明	代表	二
------	----	----	---

一(一)ウ

次に、エレベーター内の緊急備品についてです。

地震によるエレベーターの

閉じ込め事故に対応するため、

防災用の備蓄ボックスを

エレベーター内に設置することに

関心が高まっていることは認識しています。

緊急備品等による

エレベーター閉じ込め対策については、

民間施設への設置啓発を含め、

他の自治体の取組みを把握しつつ、

研究してまいります。

坂口勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

一 さらなる区民の安全をまもる北区を

(一) 地震対策について

エ 区の帰宅困難者対策について

【要旨】

大坂北部地震における大阪府では、地震の揺れが大きい市町村の情報収集に追われ、混乱する中心部の状況を把握できず、帰宅困難者対策のガイドラインで定めていた一斉帰宅抑制の呼びかけなどができなかつた。首都圏で地震があつた場合、帰宅困難者は最大八百万人に上る。区における帰宅困難者対策と、大阪府のような状況について、どのような対策が必要だと考えますか。

坂口勝也

公明

代表

二

一 (一) 工

次に、区の帰宅困難者対策についてです。

北区地域防災計画では、

大規模な震災が発生した場合、

事業所や学校などにおいては、従業員や児童・生徒を

職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し、

混乱を防止する必要があるとしています。

区としては、区内産業団体をとおして、

従業員の施設内待機や、三日分の備蓄を

お願いしています。また、赤羽、王子、田端の

主要な駅では、鉄道事業者のほか、警察、消防、

地域の事業者や町会・自治会、商店街等で構成する

駅前滞留者対策協議会を設置し、

各機関の役割や行動ルールを踏まえた

帰宅困難者対策を検討しています。

さらに、東京都と連携し、公共施設に加え、

民間事業所での一時滞在施設の確保に努めています。

坂口勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

一 さらなる区民の安全をまもる北区を

(一) 地震対策について

才 避難行動要支援者名簿の活用について

【要旨】

区における避難行動要支援者名簿の活用と流れと配布先、人数について伺う。また、災害時に確実に活用するためには区として今後どのような対応をすべきと考えるのか。

坂口勝也

公明

代表

二

一(一)才

次に、避難行動要支援者名簿の活用についてです。

現在、「北区避難行動要支援者名簿」には、

約一万二千人の方々が、登録されており、

このうち、名簿情報の提供に同意された方の名簿を

警察署、消防署、自主防災組織、民生児童委員、

高齢者あんしんセンターに提供し、

平常時に要支援者の所在の確認や

見守りに活用されています。

区では、今年度から、要介護高齢者を対象として

災害発生時における要支援者一人ひとりの

安否確認、避難誘導および

避難所等での生活支援を的確に行うための

避難支援計画となる

「個別計画」を作成することとしています。

(後頁へ続く)

坂口勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

この「個別計画」は、

高齢者あんしんセンターに委託して作成しますが、

高齢者に対する相談支援の拠点である

高齢者あんしんセンターが

要支援者や家族のニーズを汲み取りながら

作成することにより、

災害時の速やかな避難支援が可能となり

より実効性のあるものになると考えています。



坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

一 さらなる区民の安全をまもる北区を

(二) 水害対策について

ア 洪水ハザードマップのさらなる周知について

**【要旨】**

平成三十年七月豪雨災害に関連して区の水害対策について伺う。

被害が大きかった岡山県真備町では、地区面積の二十七パーセントが浸水したが、浸水の深さなどは市が作成したハザードマップ(災害予測図)で示された想定とほぼ一致していたとのことで、平時における住民への周知方法の課題が浮き彫りになった。

区においての河川氾濫の想定と電柱への表示物等、ハザードマップのさらなる周知について検討すべきと考えるが、いかがか。

坂口 勝也

公 明

代 表

二

一 (二) ア

次に区の水害対策について順次お答えいたします。  
はじめに、洪水ハザードマップの  
さらなる周知についてです。

区では、国、東京都からの資料をもとに、  
荒川が氾濫した場合と

石神井川などが氾濫した場合の

洪水ハザードマップを作成しています。

平成二十九年七月には、

水防法改正を受けて作成した、荒川の改訂版を

全戸に配布し、区役所、区民事務所などでも

配布をするとともに、

区のホームページでも公開をしています。

また、区の低地部には、その場所の

想定される浸水の深さを実感できるように

表示板を設置しています。

(後頁へ続く)

坂口 勝也	公 明	代 表	二
-------	-----	-----	---

(前頁から続く)

このたびの七月豪雨の被害報道を受け、  
洪水ハザードマップに対する  
区民のみなさまの関心も高まっていますので、  
事業所を含め多くの皆さまに  
洪水ハザードマップを周知するため  
配布場所や配布機会を工夫するなど  
検討をしております。

坂口勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

一 さらなる区民の安全をまもる北区を

(二) 水害対策について

イ 避難情報の出し方と

要支援者の避難について

【要旨】

西日本豪雨で被災した岡山県倉敷市の真備町(まびちょう)では、多くの高齢者が逃げ遅れて亡くなった。住民への避難情報の出し方と、要支援者の避難のあり方が課題となっている。区においては、区長の判断が大変重要になる。今回の災害を受け、避難情報の出し方と要支援者の避難について、どのように考えるのか。

坂口勝也	公明	代表	二
------	----	----	---

一(二)イ

次に、避難情報の出し方と、要支援者の避難についてです。

ご指摘のように、真備町では、

逃げ遅れによって尊い命が失われましたが、逃げ遅れた理由として、決壊した河川の堤防が高く、氾濫の危険性が高くないと思っていたこと、避難情報が真夜中に発表されたことなどが挙げられています。

また、自分にとって都合が悪い情報を無視したり、過小評価したりする正常性バイアスが働いたと専門家は指摘しています。

区としては、水害によって起こるであろう被害の状況を洪水ハザードマップ及び

北区ニュースなどで正しく周知するとともに、防災訓練や防災講話などで詳しくお伝えすることが

(後頁へ続く)

坂口勝也	公明	代表	二
------	----	----	---

重要だと考えています。

(前頁から続く)

そして、避難勧告等の発令については、

避難行動が可能な時間帯に発信できるように、

今後とも、気象情報の適切な収集と

活用に努めてまいります。

要支援者の避難については、

避難支援が円滑・確実にできるよう、

今年度から個別計画を作成します。

区としては、今後とも、要支援者の避難については積極的に取組んでまいります。

坂口勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

一 さらなる区民の安全をまもる北区を

(二) 水害対策について

ウ 災害時における

情報伝達の現状と課題について

【要旨】

西日本豪雨では、各自治体がサイレンを伴う防災行政無線などで避難を呼びかけたが、川の流れる音や雨の音が激しく、内容がほとんど聞き取れず逃げ遅れたとの証言がある。区においては、防災気象情報メール、防災アプリなどの普及啓発にさらに取り組むべきだと考える。現状と課題について伺いたい。

坂口勝也

公明

代 表

二

一 (二) ウ

次に、災害時における情報伝達の現状と課題についてです。

災害時における情報提供については、防災行政無線、ホームページ、防災気象情報メール、防災アプリ 及び自動電話応答サービスなど様々な手段を用いており、区民のみなさんに活用を呼び掛けています。

区民のみなさんには、防災行政無線が最も認知されていますが、高層建築物の増加や気密性が高い住宅の普及等により、明瞭な音声が届きにくい場所があると認識しています。また、インターネットやメールを積極的に活用しつつも、情報格差の軽減が課題だととらえています。

区民のみなさんへは、

(後頁へ続く)



坂口勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

情報収集の手段は一つにこだわらず、  
いくつもの手段を用いることをご提案しています。  
今後とも、先進自治体の取組みを参考にしつつ、  
災害情報がわかりやすく届くよう、  
常に努力してまいります。

坂口勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

一 さらなる区民の安全をまもる北区を

(二) 水害対策について

エ 集中豪雨と台風における避難について

(ア) 石神井川における垂直避難の周知と

場の確保について

(イ) マイタイムラインの普及啓発について

【要旨】

集中豪雨の場合、石神井川の流域においては、垂直避難についての周知と場の確保を推進すべきではないか。台風の場合、北区は荒川下流タイムラインを運用しているが、昨年、我が会派の代表質問で提案したマイタイムライン(例…茨城県常総市)の普及に取り組むべきと考えるがどうか。

坂口勝也	公明	代表	二
------	----	----	---

一 (二) エ (ア) ・ (イ)

次に、集中豪雨と台風による避難についてです。

石神井川の場合、区内及び上流部の練馬区等に局地的大雨が降った場合、河川の水位が

急激に上昇する恐れが高まります。このため、

流域のみなさんが自主的にいち早く避難ができるよう、区では必要に応じて、

自主避難施設を開設しています。

ただし、石神井川の氾濫に際し、避難する暇(いとま)がない場合には、

ご自宅の二階以上の部屋や、

近隣の高層建築物への垂直避難により、災害から身を守っていただきたいと考えています。

区としては、今後とも、

ご協力が得られる方々との

協定締結を進めてまいります。

(後頁へ続く)

坂口勝也	公明	代表	二
------	----	----	---

(前頁から続く)

また、荒川が氾濫した場合は、

地域に甚大な被害をもたらすため、

自らの命は自らでまもっていただくことが

重要になりますので、ご提案のマイタイムラインは  
その有効な手立ての一つだと認識しています。

荒川下流タイムラインを推進している

国土交通省の協力も得ながら、

先進的な事例である常総市の取組みを

地区防災運営協議会などの場で

ご案内してまいります。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

- 一 さらなる区民の安全をまもる北区を
- (二) 水害対策について
- オ 荒川と石神井川の水害対策について
- カ 水害対策を強化するための  
人員体制の拡充について

【要旨】

北区においても、今回のような豪雨の場合、河川氾濫の危険性として荒川と石神井川が心配され、現在国や都で水害対策がすすめられていると伺っているが、内容について伺いたい。

水害対策の強化を考えた場合、人員体制の拡充も重要だと考える。

坂口 勝也	公 明	代 表	二
-------	-----	-----	---

一 (二) オ カ

次に、荒川と石神井川の水害対策について  
お答えいたします。

荒川については、平成二十八年三月に  
国が荒川水系河川整備計画を作成しました。

その計画の中で、

洪水を安全に流下 (りゅうか) させるための対策として、  
堤防の整備をはじめ、橋梁 (きょうりょう) 部周辺対策、  
洪水調節容量の確保などが計画されています。

橋梁 (きょうりょう) 部周辺対策では、

JR (ジェイアール) 東北本線

荒川橋梁 (きょうりょう) 部が該当し、

この部分が周辺堤防より低く

洪水時の危険性が高いことから、

今年度、地盤改良工事等に着手する予定と

聞いています。

(後頁へ続く)

坂口 勝也	公 明	代 表	二
-------	-----	-----	---

(前頁から続く)

また、洪水調節容量の確保のため

中流部に調節池（ちょうせつち）を整備する事業にも着手する予定と聞いています。

石神井川については、

東京都と石神井川流域関係区市で

「石神井川流域豪雨対策計画」を策定し、

この計画をもとに関係各区市において、

流域対策、河川整備、下水道整備等が連携し、

総合的に豪雨対策を進めています。

中でも河川整備においては、

東京都が都立城北中央公園の整備に合わせて、

地下に調節池（ちょうせつち）を計画し、

今年度から工事に着手する予定と聞いています。

区としては、近年多発する

水害をはじめとする災害に

(後頁へ続く)

坂口 勝也	公 明	代 表	二
-------	-----	-----	---

(前頁から続く)

全庁をあげて取り組んでおり、

今後とも、

地震・水害に強い安全・安心なまちづくりを

全力で進めてまいります。



坂口 勝也

公明

代表

二

一 さらなる区民の安全をまもる北区を

(三) 熱中症対策について

ア 区内においてこの夏熱中症で亡くなった方を

把握しているか。

また、学校等で熱中症になった児童はいたのか。

坂口 勝也

公明

代表

二

一 (三) ア

次に、熱中症対策についてのご質問に、  
順次、お答えします。

はじめに、この夏に熱中症を理由として  
亡くなった方については、  
現時点では、確認できておりません。

また、学校での熱中症による  
救急搬送件数については、  
教育委員会からの報告によると、  
中学校の保健体育の授業中に一件、部活動中に二件、  
となっております。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

- 一 さらなる区民の安全をまもる北区を
- (三) 熱中症対策について
  - イ 教育委員会の熱中症への対応  
及びプールの対応

【要旨】

猛暑の中、教育委員会としても熱中症対応は必要と感じるが、いかがか。  
また、プールにおいても  
気温が三十四度以上になると  
水温が三十五度以上になり  
熱中症になる可能性があるとして  
中止した自治体もあるが、区の現状と考えを伺う。

坂口 勝也

公明

代表

二

一(三)イ

私からは、学校における

熱中症対策についてお答えします。

この夏は酷暑日となる日が多く、

学校・園は熱中症の事故防止に努めました。

熱中症は、重症になると命にかかわるため、

その未然防止や、幼児・児童・生徒が熱中症に

なった際の対応の徹底を図ってきました。

具体的には、

水分補給が、適宜、確実にできるよう、

水筒の持参などを促す、

教育活動の内容、時間、場所等を見直す、

必要に応じて活動そのものを自粛するなど、

幼児・児童・生徒の健康を第一に対応しています。

プールの実施につきましては、

国や東京都教育委員会からの通知を踏まえ、

【後頁に続く】

坂口 勝也

公明

代表

二

【前頁から続く】

公益財団法人日本体育協会が示している

「熱中症予防運動指針」の基準に基づき

各学校・園の状況を考慮し対応するよう、  
指導しています。

このため、学校によっては、  
プール指導を自粛するなどの対応をとった  
ところもありました。

今後とも通知等に加え、

適宜、指導主事を派遣し、

教育委員会もかかわりながら

適正なプール指導がおこなえるように  
努めてまいります。

坂口勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

一 さらなる区民の安全を守る北区を

(三)熱中症対策について

ウ 荒川区では熱中症予防の緊急対策としてエアコン設置費用等の助成制度を八月から始めた。北区でも検討すべき。

生活保護受給者について、七月からエアコン購入費用支給を開始し、四月以降の受給者にも適用される。四月以前の受給者にも適用できるようにすべきと考えるが区の見解は。

一(三)ウ

次に、熱中症対策についてのうち、エアコンが設置されていない世帯等への助成についてです。

高齢者あんしんセンターでは、

暑さの厳しくなる前の六月から、高齢者に対する

熱中症予防の普及啓発に取り組んでいます。

高齢者は熱中症に特に注意が必要ですが、

エアコンが設置されていても、

利用を控えていることが多いため、

この点が一番の課題だと考え、

適正なエアコン使用と水分補給の呼びかけを

積極的に行っています。

エアコン設置等にかかる費用助成につきましては、

今年度の状況を検証し、来年度に向けた

熱中症予防対策の取組のなかで、検討してまいります。

【後頁へ続く】

【前頁より続く】

次に、生活保護制度上のエアコン設置についてです。  
エアコン等の生活用品は、最低生活費のやり繰りによって賄うか、貸付資金の活用によって賄うことが原則であります。が、本年七月以降、生活保護の開始時、転居前と転居後の居住環境、高齢や障害などの身体状況など、一定の要件に該当する世帯にはエアコンの購入費用を支給できるようになりました。また、本年四月以降の保護開始世帯については、夏の暑さが厳しくなる時期までに、購入資金を貯める時間的余裕がないため、同様の対応ができることとされておりませんが、それ以前の保護開始世帯への対応は難しい状況です。



坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

一 さらなる区民の安全をまもる北区を

(三) 熱中症対策について

工 学校の体育館へのエアコン設置と学校や保育園等へのミストシャワーの設置について

【要旨】

学校の体育館について、避難所となることも含めてエアコン設置を検討すべきではないか。

また、学校や保育園等の熱中症対策として、いくつかの小学校で設置しているミストシャワーを全区的に設置できないか。

答弁書

## 教育長答弁

教育振興部学校改築施設管理課・子ども未来部保育課

坂口 勝也

公明

代表

二

一 (三) エ

次に、熱中症対策のうち、学校の体育館へのエアコン設置と、学校や保育園等にミストシャワーを設置することについて お答えいたします。

区立小・中学校体育館の空調設備は、本年春に開校した「なでしこ小学校」以降の改築校に順次導入していく予定です。

また、既存校への設置には、電気容量や建物構造上の課題がありますが、環境の変化によって、その必要性は高まっていると認識しており、現在策定している

長寿命化・改築改修計画の中で検討してまいります。

なお、ご提言のあったミストシャワーの設置につきましては、すでに設置している学校の使用状況を確認したうえで、各施設の実情に応じて設置の要否を検討してまいります。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

二 いつまでも安心して住み続けられる北区を

(一) 人生百年時代、幸福寿命を

ア 人生百年時代に対応する行政の役割について

【要旨】

人生百年時代の到来が予測される中、どのように生きるかは個人の選択ではあるが、区民の皆さんの思いを実現しやすい環境の整備が行政の役割だと考える。

健康増進、社会保障制度、まちづくり、地域コミュニティ等の課題に対応していかなくてはならないと考えるが、区長は人生百年時代に対応する行政の役割をどのように捉え、どのような施策展開が必要だと考えるか。見解を問う。

坂口 勝也

公明

代表

二

二(一)ア

次に、いつまでも安心して住み続けられる北区を  
のご質問に、順次お答えします。

はじめに、人生百年時代、幸福寿命を  
についてです。

まず、人生百年時代に対応する  
行政の役割についてです。

国においては、今、「人生百年時代」を迎える中で  
高齢者から若者、すべての人が  
それぞれのライフステージで元気に  
活躍し続けられる社会、

安心して暮らすことのできる社会を  
目指した取り組みが展開されつつあります。

これまで私は、「地域のきずなづくり」  
「子育てファミリー層・若年層の定住化」を  
最重要課題に掲げ、三つの優先課題を中心に、

【後頁へ続く】

坂口 勝也	公明	代表	二
-------	----	----	---

【前頁から続く】

全力で区政を推進してまいりました。

こうした施策に対する評価が、

ここ数年の着実な人口増加にも

寄与していると捉えており、

安全・安心な環境の中で、

区民一人ひとりがいきいきと

安心して暮らし続けるための基盤を

確かなものにする取り組みは、

区民に最も身近な行政として、

重要な役割であると再認識しています。

今年度は、「北区基本計画二〇一五」の改定に

着手します。

改定にあたっては、

様々な角度から現在の施策の検証を行い、

社会環境の変化や多様化する区民ニーズを捉え

【後頁へ続く】

坂口 勝也	公明	代表	二
-------	----	----	---

【前頁から続く】

あわせて将来を見据え、地域コミュニティ、健康増進、子育て、まちづくりなど総合的な施策の構築に努めてまいります。

そして、「人生百年時代」にふさわしい、誰もが安心して住み続けることができる基盤の一層の確立、あわせて、水やみどりの豊かな自然環境を活かした付加価値の高い魅力ある北区の実現を目指し、行政としての役割を果たしてまいりたい考えです。

坂口 勝也

公明

代表

二

二 いつまでも安心して住み続けられる北区を

(一) 人生百年時代、幸福寿命を

イ 人生百年時代には、この幸福寿命という

目的をしっかりと定めて様々な課題に

対応していく必要があると考えるが、

区長の見解を問う。

(質問の事項及び要旨)

年齢を重ねると病気になるリスクの高まりや

不健康な状態でも人生に充実を感じている方々も

たくさんいる。

そうした意味で、人生百年時代には、

この幸福寿命という目的を

しっかりと定め課題に対応する必要がある。

坂口 勝也

公明

代表

二

二(一)イ

次に、人生百年時代に、幸福寿命という目的を定めて、課題に対応することについてです。

健康は、区民が健やかに安心して暮らしていくための基盤です。

人生百年時代にあっては、一人ひとりが健康を維持し、いつまでも自立した生活を送っていくことにより、誰もが幸福を感じる社会になるものと考えます。

一方、平均寿命が延びることにより、加齢とともに、疾病や身体機能の低下と向き合いながら、生活を送る方が多くなることも見込まれます。こうした健康に不安を感じている方に対しては、地域の医療関係者などと連携を図りながら、日頃の健康管理や疾病の重症化予防などに取り組み、安心して暮らしていけるよう支援することも重要と考えます。

【後頁へ続く】



坂口 勝也

公明

代表

二

【前頁から続く】

今後とも、一人ひとりのライフステージや健康状態に対応できる  
さまざまな施策や事業による支援を行い、  
誰もが幸福を感じられる、  
人生百年時代の健康課題に対応してまいります。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

二 いつまでも安心して住み続けられる北区を

(二) 見守りキーホルダー事業について

**【要旨】**

大田区では「高齢者見守りキーホルダー」事業がある。これは、緊急連絡先や医療情報などを区に登録し、登録番号が入ったキーホルダーを受け取り、常に身につけておくことで、外出先で、突然倒れた場合や、認知症の徘徊などの際に役立つもので、現在、全国四十をこえる自治体に広がり、近隣の足立区、板橋区でも実施している。ぜひ北区でも開始してはいかがか。

坂口 勝也	公 明	代 表	二
-------	-----	-----	---

二(二)

次に、見守りキーホルダー事業についてです。  
北区における見守り活動は、

高齢者あんしんセンターの

見守りコーディネーターが窓口となり、

警察、消防などの協力機関や、町会・自治会、

医療機関、介護事業所などが

連携するとともに、声かけサポーターや民生委員が、

定期的に訪問をしています。

ご紹介の見守りキーホルダー事業実施には  
個人情報保護や、二十四時間体制構築などの  
課題があると認識しています。

見守り活動は、地域での気づきが一番大切と  
考えており、見守りの網の目を細かくする取り組みを  
引き続き進めるとともに、他区の事例を参考に  
見守り活動の充実をはかってまいります。

坂口勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

二 いつまでも安心して住み続けられる北区を

(三) 終活支援事業について

ア エンディングノートについて

【要旨】

昨年、区においてエンディングノートを作成し、高齢者あんしんセンター等で配布したが、部数、ノートの内容、反響などを伺う。

また今後も配布を継続すべきと考えるがいかがか

坂口勝也	公明	代表	二
------	----	----	---

二(三)ア

次に終活支援事業についてです。

はじめにエンディングノートについてお答えします。区では昨年度エンディングノートを二千部作成し、高齢者あんしんセンター、健康増進センター、社会福祉協議会等で配布いたしました。

また、高齢者あんしんセンターで行う家族介護者教室、ふれあい交流サロン、認知症カフェ等で

エンディングノートを活用した事業を実施しました。

エンディングノートに自分自身のこと、

もしもの時どうしたいか、葬儀や財産について

記入することで、人生を振り返り、自分の思いを整理できたと、好評でした。

今年度もエンディングノートの配布を予定しており、多くの区民に活用していただきたいと考えています。

坂口勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

二 いつまでも安心して住み続けられる北区を

(三)終活支援事業について

横須賀市では次の事業を行ってる。

「エンディングサポート事業」は葬儀・納骨などの心配事を早めに解決するため、希望者と協力者との間で生前契約し、費用を預けるもの。

「終活情報登録伝達事業」は緊急連絡先やお墓の所在地等の終活関連情報を生前、本人の希望に基づき市に登録するもの。

そこで伺います。

イ 区において身寄りのない方が亡くなった場合、現状はどうなっているか。昨年の実績と近年の傾向は。

ウ 預貯金と葬儀の希望を残している場合も区が葬祭費用を負担するのか。その理由は。

## 二(三)イウ

次に、横須賀市のエンディングサーポート事業、終活情報登録伝達事業を踏まえた

北区の状況についてです。

身寄りのない一人暮らしの方が亡くなられた際、多くの場合は、警察からの連絡を受け、

区が葬祭業者に委託して、葬祭を行うこととなります。

預貯金を残して、葬儀の希望等を記載した

エンディングノートを残した場合も同様であり、

必ずしも生前の希望等を反映したものとはなりません。

亡くなられた方に、払戻し可能な預貯金がある

場合には、葬祭費用に充てることになっています。

また、近年、行旅死亡人等に葬祭を実施した件数は、

平成二十七年度が四十五件、

平成二十八年度が二十五件、

平成二十九年度が三十三件となっています。

坂口勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

二 いつまでも安心して住み続けられる北区を

(三) 終活支援事業について

エ 横須賀市のような終活支援事業に取り組むべきでは

【横須賀市のエンディングサポート事業】

対象者 一人暮らしで身寄りがなく、一定の月収・預貯金以下で不動産を有しない方

内容 協力葬儀社との間で葬儀、納骨等の生前契約を交わし、費用(生保基準以内約二十万円)も預ける

希望によりリビングウィル【延命治療意志】を市と葬儀社が保管  
生前契約がおわったら、市は支援プランを立てカードを発行。本人は  
カードを常時携帯する。本人が万一の場合支援プランに従って関係機  
関が連携し葬儀等を円滑に進める。



坂口勝也

公明

代表

二

二(三)エ

次に横須賀市のような取り組みを  
北区でも実施することについてです。

人生の終わりをよりよいものとするため、  
事前に準備を行う終活という言葉がひろまり、  
人生の最期をどう迎えるか考える取り組みを  
高齢者あんしんセンターや  
社会福祉協議会で行っています。

一人暮らしの高齢者が増え、  
身寄りのない方が亡くなったときの対応に  
困ることもあります。葬儀の準備や延命治療など、  
エンディングノートも活用しながら  
ご自身の終末期を考えていただく取り組みを  
引き続き進めるとともに、  
横須賀市の取り組みについても研究してまいります。

坂口 勝也

公 明

代 表

二

(質問の事項及び要旨)

- 二 いつまでも安心して住み続けられる北区を
- (四) 高齢者住宅生活支援について

【要旨】

品川区では、住まいの確保に関する支援  
 および見守り等の生活支援を一体的に提供する  
 「品川区高齢者住宅生活支援サービス事業」を  
 八月から開始した。

生活支援が必要と思われる高齢者と利用締結し、  
 電話や訪問等を行う定期連絡、困りごとの生活相談、  
 緊急通報システムによる緊急対応、  
 退去の際の家財撤去などを  
 社会福祉協議会に委託して実施している。

利用者、大家さんの双方から好評とのことだが、  
 北区においても、  
 品川区のような高齢者の住宅生活支援事業を  
 実施すべきと考えるが、如何か。

坂口 勝也

公 明

代 表

二

二(四)

次に、高齢者住宅生活支援について、お答えします。  
ご紹介のありました、

品川区高齢者住宅支援サービス事業は、

住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある高齢者が、  
住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、

住まいの確保にかんする支援および

見守り等の生活支援を一体的に提供する事業であり、  
高齢者に対する支援策として、

有効な取り組みであると考えております。

区では現在、

見守り対策として、

民生委員による定期訪問や

緊急通報システムによる対応を行っていますが、

住宅に困窮する高齢者等の、

民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公 明

代 表

二

(前頁から続く)

区といたしましては、

今年度、設立する予定の居住支援協議会において、  
不動産関係団体や居住支援団体等と連携し、

住宅確保と生活支援が、

一体的に運用できるよう検討してまいります。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

二 いつまでも安心して住み続けられる北区を

(五) 認知症施策について

【要旨】

徘徊高齢者の保険事業の取り組みについて区の見解を問う。認知症の方が外出先で事故に遭い、高額な損害賠償を請求される事例があり、神奈川県大和市は、ネットワークに登録したうえで「はいかい高齢者個人賠償責任保険事業」を開始した。区においても、認知症高齢者を抱える家族の安心のためにも実施してみてはどうか。

【参考】神奈川県大和市（平成二十九年十一月開始）

はいかい高齢者個人賠償責任保険

(補正予算額 三、二三二千元)

認知症による徘徊の恐れがある高齢者を被保険者とし、踏切事故などにより第三者に負わせた損害を補償する賠償責任保険に市が保険契約者となり加入。はいかい高齢者SOS、ネットワーク登録者を被保険者、大和市保険契約者とする。

坂口 勝也

公 明

代 表

二

二(五)

次に、認知症施策についてです。

認知症施策につきましては、

認知症にやさしいまち北区を目指し、

認知症サポーターの育成に取り組んでいます。

認知症になっても、住み慣れた北区で、

安心して暮らしていけるよう、

地域での、顔の見える関係を作り

高齢者への見守りの目を細かくする取り組みを行い、

認知症高齢者を抱えるご家族の不安解消にも

努めています。

ご紹介の「はいかい高齢者個人責任保険事業」は、

神奈川県大和市（やまとし）が全国で初めて

開始した事業であると認識しておりますので

今後、この取り組みの効果等について、

研究してまいります。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

三 だれもが暮らしやすい魅力ある北区を

(一) マイナンバーカード、AI活用について

ア 子育てワンストップサービスの導入について

【要旨】

マイナンバーカードを利用したマイナポータルでの子育てワンストップサービスは、入園申請、妊娠届、児童手当等、様々な申請や届出がオンライン上でできるサービスである。また、お知らせ機能として、乳幼児健診や予防接種のお知らせが届くなど、忙しい子育て世代には大変便利なサービスである。

全国で多くの自治体が導入し、二十三区でも十区以上が実施している。

北区においても導入すべきと考えるが如何か。

坂口 勝也

公明

代表

二

三(一)ア

次に、だれもが暮らしやすい魅力ある北区を、とのご質問に順次お答えいたします。

はじめに、マイナンバーカード、

AI(エーアイ)活用についてのご質問のうち、

マイナポータルを活用した

「子育てワンストップサービス」の導入についてです。

このサービスは、区民が必要なサービスの

検索が可能となるとともに、

オンラインで申請が可能になるなど、

利用者の利便性の向上につながるものであると

認識しています。

(後頁へ続く)



坂口 勝也	公明	代表	二
-------	----	----	---

(前頁から続く)

しかし、その一方で、

申請者が窓口に来庁した上で、相談、面接等を必要とする申請手続きが、

依然として存在することや、

従来どおりの紙媒体による窓口申請の受付と、オンライン申請による窓口予約申請を併せて

受付することになるなど

事務処理上の課題もあります。

そのため、今後導入に際しての課題について、

他自治体の取り組み等を参考に検討の上

導入可能な申請手続きから、

順次、準備を進めてまいります。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

三 だれもが暮らしやすい魅力ある北区を

(一) マイナンバーカード、AI活用について

イ 保育園入所選考など、区民サービス向上のため  
のAI活用について

【要旨】

高松市では、保育園の入所選考にAIを活用し、市民サービスの向上と職員の働き方改革を実施している。

さいたま市の実証実験では、同様のシステムで約千五百時間かかっていた作業が数秒に短縮される結果が出ている。北区においても、利用者への迅速な結果通知や区民サービス向上のため、AIの活用について検討すべきと考えるが、いかがか。

坂口 勝也

公 明

代 表

二

三(一)イ

次に、保育園の入所選考等における

AI(えーあい)の活用について、お答えします。

ご指摘のとおり、先行自治体では、

保育園の入所選考にAIを導入することで、

選考業務の時間が短縮され、

利用者への迅速な結果通知につながった取組みが

紹介されています。

区としましても、こうしたAIの活用は、

区民サービスの向上や

業務の効率化につながるものと考えており、

積極的に取り組む必要があると認識しています。

一方で、システムエラーの対策や、

AIが導き出した結果の検証、

導入経費などの課題が想定されます。

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公 明

代 表

二

(前頁から続く)

今後、他自治体の取組みを参考にしながら、  
導入にあたっては各種計画に位置付け、  
実施に向けた検討を進めてまいります。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

三 だれもが暮らしやすい魅力ある北区を

(二) 魅力ある公園づくりについて

ア、エリアごとの公園整備の考え方を取り入れた  
計画策定が必要と考えるが如何か

イ、トイレなどの施設は総量抑制を図り、予防保  
全的な改修を実施すべきと考えるが如何か

【要旨】

現状、児童公園には、ブランコ、砂場、すべり台。  
個性の乏しい課題がある。そこで、足立区のパークイ  
ノベーション推進計画を伺った。二つのエリアを設定。  
自転車利用の範囲をお出かけエリアとし、水遊び施設  
等を配置。歩いて行ける範囲をお散歩エリアとし、大  
型遊具を設置。お年寄りから小さな子供が歩いていけ  
る範囲をご近所エリアとし、砂場を設置。その他、公  
園トイレは半径二百五十メートルに概ね一か所とする。  
区においても、今後限られた財源の中で魅力ある公園  
づくりのために考えるべき、区長の見解を伺う。

坂口 勝也

公 明

代 表

二

三(二) アイ

次に、魅力ある公園づくりについてお答えします。

ご紹介の足立区パーク

イノベーション推進計画は、

おでかけエリアなど、

大きさの異なる三つのエリアを

新たな利用圏域として設定すると共に、

水遊び施設やボール遊びコーナーは、

おでかけエリアに概ね一か所など、

五つの公園施設について、

総量抑制を図りつつ

バランスよく配置する考え方としております。

また、年間で十公園程度、約五百か所の公園を

五十年サイクルで改修していく仕組みや

区民が公園にかかわるきっかけづくりを

強化する取組みが示されています。

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公 明

代 表

二

(前頁から続く)

区といたしましても、

個性ある魅力的な公園を限られた予算で、

効率的かつ効果的に整備、改修していく取組みが必要と認識しております。

現在、関係部課で「魅力ある公園づくり」の検討を進めておりますので、

足立区の計画についても参考にまいります。

特に、区民が公園にかかわるきっかけづくりや公園トイレなどの施設の配置方法については、参考となる取組みと考えております。

今後は、区民の皆さまの力を借りた公園管理の仕組みや

管理上、不満の声が多いトイレの利用状況及び配置状況を調査したうえで、再配置の検討をまいります。

坂口勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

三 だれもが暮らしやすい魅力ある北区を

(三) 障害児(者)施策について

ア 現在二十三区中、二十一区で実施している重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業を区においても実施できないでしょうか。

【在宅レスパイト事業】

重症心身障害児(者)等の健康の保持と在宅で介護する家族の介護負担の軽減を図ることを目的として、自宅に訪問看護事業所から看護師・准看護師を派遣し、介護者であるご家族が行っている医療的ケア等を一定時間代替する事業

イ 卒後の通える場を区に於いても検討すべきではないか。

ウ 大型ベッドのあるトイレ、いわゆるユニバーサルトイレを増やすべきではないか。

エ 知的障害児(者)の保護者から要望のある移動支援の時間数の拡大と通所等についての要件緩和についてどのように考えるのか。

オ 緊急一時保護の利用上限日数拡大と緊急時に利用できないことへの対応についてどのように考えるか。



坂口 勝也

公明

代表

二

三(三) アイウエオ

次に、障害児・者(しゃ)の施策についての  
ご質問に順次お答えします。

はじめに、重症心身障害児・者(しゃ)  
在宅レスパイト事業についてです。

区内には、事業の対象となる重症心身障害者や  
医療的なケアが必要な子どもたちが、  
約百五十人いると推測しており、  
その保護者の負担は大きく、  
区としましても事業の必要性は認識しております。

今後、事業の委託先となる  
訪問看護ステーションの意見を伺いながら  
検討を進めてまいります。

次に、卒後の通える場についてです。  
重症心身障害者を含めた  
医療的なケアが必要な方は、

(後頁に続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

区立の生活介護施設で受け入れが可能です。

今後、医療的なケアが必要な方は、

増加する見込みであることから、

対応が可能な生活介護施設等の

誘致を検討してまいります。

次に、大型ベッドのあるトイレの増設についてです。

ユニバーサルデザインへの取り組みにつきましても、

バリアフリー法改正などにより、

機運醸成が図られており、

区におきましても、

区内全域を対象に策定を進めている

バリアフリー基本構想地区別構想において、

建築物への配慮事項として、

トイレへの大型ベッド設置などについて記載し、

各施設での取り組みを促進しております。

(後頁に続く)

坂口 勝也

公明

代 表

二

(前頁から続く)

次に、移動支援の時間数拡大と通所等の要件緩和についてです。

区の移動支援については、

原則として、月二十五時間の範囲内で

支給決定をしていますが、

利用者一人ひとりの家庭状況、利用用途、

事情等を総合的に勘案し、

必要なサービス量を確保するなど

柔軟に対応しております。

また、通所等の要件については、

平成二十八年に

通学及び通所にかかる外出を対象とするなど

緩和を図ってまいりました。

今後も利用実態に応じて、

柔軟に対応してまいります。

(後頁に続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

次に、緊急一時保護についての

利用上限日数の拡大と

緊急時に利用できないとの声についてです。

緊急一時保護事業は、

保護者の急な入院、冠婚葬祭、虐待など

やむを得ない理由により、区内の短期入所施設の

空床(くうしょう)を活用し、

一時的な受け入れを行うものです。

利用上限の日数については、

利用者の一人ひとりの家庭状況、利用用途、

事情等を総合的に勘案し、柔軟に対応してまいります。

また、緊急時に利用できないとの声については、

今後、短期入所の利用者が、

増加する見込みでもあることから、

民間事業者の誘致を行い、

緊急一時保護枠の確保に努めてまいります。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

三 誰もが暮らしやすい魅力ある北区を

(四) 介護予防・日常生活支援総合事業について

ア介護予防・生活支援サービス報酬の改正について、  
区の見解を問う。

イ緩和した基準による通所型サービスを実施すべき  
と考えるがいかがか。

【要旨】

ア十月改正において、訪問型・通所型サービスにつ  
いて報酬が引きあげられるが、いまだに他区に比べ十  
分でないとの声もきかれる。今回の改正内容と区の見  
解を問う。

イ近隣区は通所型サービスで緩和した基準によるサ  
ービスを実施しているが、北区も実施すべきと考える  
がいかがか。

坂口 勝也

公 明

代 表

二

三(四)ア、イ

次に、介護予防・日常生活支援総合事業についてです。

今回の改正における報酬単価の改定は、サービスの安定した供給をはかるための、基盤整備を確実に進めるために実施するものであり、訪問型サービスについては、身体介護加算の改定と生活援助員活用促進補助事業の新設、通所サービスについては、報酬体系の新設と、生活機能向上サービス基盤整備促進加算の新設を行うこととしています。

また、新設した加算などの事業を実施した場合には、従前の国基準単価となるよう、報酬加算の単価を設定しています。

なお、改定内容の詳細につきましては、本定例会の所管委員会で報告させていただきます。

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公 明

代 表

二

(前頁から続く)

介護予防・日常生活支援総合事業における、生活支援サービスにつきましては、今後、増え続ける対象者に適切に対応するためにも、新たな区独自サービスの仕組みづくりは必要になってくると考えますが、まずは、現在のサービスの安定的供給に努め、ご指摘いただいた、緩和した基準による通所サービスにつきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

三 だれもが暮らしやすい魅力ある北区を

(五) 就学援助について

ア、補正予算での上程となった経緯及び

内容と実施時期について

【要旨】

今回、我が会派が求めてきた小学校、中学校における就学援助入学準備金の増額を区が決定したことは大いに評価しますが、補正予算での上程となった経緯及び、内容と実施時期について伺います。



三(五)ア

次に、就学援助についてのご質問にお答えします。  
まず、補正予算での上程となった経緯についてです。  
今回ご提案している就学援助の

新入学学用品費等単価の補正予算の内容は、  
準要保護認定児童に対する平成三十年年度の  
都区財政調整の単価について、  
小学校入学児童が二万三千八百九十円から  
四万七千三百八十円に  
中学校入学生徒が二万六千八百六十円から  
五万四千七十円に改定されたことを受け  
検討を進めてまいりました。

要保護にかかる児童生徒に適用される  
生活保護基準単価は、小学校入学児童が四万六百元、  
中学校入学生徒が四万七千四百円となっており、  
新たな都区財政調整の単価を適用した場合には、

(後頁へ続く)

(答 弁 案)

教育長答弁

教育振興部学校支援課

坂口 勝也

公 明

代 表

二

(前頁から続く)

支給金額が生活保護基準単価を上回ってしまうため、この生活保護基準単価を上限に改定を行い、既に支給している金額との差額を支給することとしました。

なお、補正予算成立後は、就学援助費の第三期支給日十一月二十九日の支給を予定しています。

坂口勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

三 だれもが暮らしやすい魅力ある北区を

(五) 就学援助について

イ 過去4回の予算組み替え提案において、

実現した事業があるのか、また、

入学準備金前倒し支給等の実現について伺う。

坂口勝也	公明	代表	二
------	----	----	---

三(五)イ

次に、予算組み替え提案における、就学援助入学準備金前倒し支給等の実現についてです。

就学援助入学準備金の前倒し支給については、子どもの貧困対策にかかわる重要な課題であることから、国や東京都等の動向も踏まえ、政策決定し、事業実施したものです。

なお、予算組み替え提案には、これまで区が、計画的かつ戦略的に取り組むために進めている施策も一部含まれていますが、予算組み替え提案により、実現したものではありません。